

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年12月までの期間、48年4月から49年3月までの期間、51年4月から53年9月までの期間、56年4月から同年6月までの期間、昭和59年4月から平成元年3月までの期間、2年4月から3年3月までの期間、5年4月から6年3月までの期間及び7年4月から9年7月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から46年12月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで  
③ 昭和51年4月から53年9月まで  
④ 昭和56年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和59年4月から平成元年3月まで  
⑥ 平成2年4月から3年3月まで  
⑦ 平成5年4月から6年3月まで  
⑧ 平成7年4月から9年7月まで

私は、申立期間①については、A町（現在は、B市）に住んでいて、区長が毎月、国民年金保険料と税金の集金に来ていたので、夫婦二人の保険料を納付していたが、領収書等をももらったかどうか覚えが無い。

また、申立期間②から⑧までについては、昭和45年にA町在住のままB市で美容室を開業したが、申立期間②の始期である48年4月に離婚し、B市に転入の際、国民年金に引き続き加入した。保険料は自分で納付していたが、遅れて保険料を納付したことも多く、生活が苦しいときは、免除申請の手続も行ったが、未納は無かったと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「当時、A町に在住しており、居住区の区長が毎月、国民年金保険料と税金の集金に来て、夫婦二人の保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号

は、昭和47年3月17日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、オンライン記録により、一緒に納付していたとする申立人の元夫の国民年金保険料も未納とされていることが確認できる。

また、申立期間②から⑧までについては、申立人は、「国民年金保険料の納付又は免除申請の手続のいずれかを毎年行っていたので、未納はない。」と主張するのみで、保険料の納付時期、納付場所、納付方法等についての記憶が明確でないため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、「保険料の納付が遅れた際は、B市役所でも納付した覚えがあり、未納分についての納付の指導はなかった。」としているが、B市役所は、「当時、未納者及び免除不該当者に対しては、徴収嘱託員が戸別訪問し、納付指導等を行っていた。」としている。

加えて、申立期間は8回で、かつ286か月と長期に及び、これだけの回数の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から62年2月まで

私は、大学在学中の昭和57年\*月\*日に20歳になり、その時に国民年金の加入手続を行ったと記憶している。その当時は両親と同居していて、国民年金の話をしたことを覚えている。

また、大学を卒業した昭和60年4月からは、中学校などの非常勤講師として勤めながら、国民年金保険料を納付してきたと記憶しているので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していたA市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立人は、平成9年1月1日に、それまで加入していた厚生年金保険記号番号が基礎年金番号として付番されるまで、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であったことから国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、当初、保険料納付の方法について、「納付書で納めた。」としながら、聴取の際には、「検認印が押された国民年金手帳を受け取った。」と述べているなど、申立期間の納付方法に係る記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 12 月から 57 年 9 月に A 社に勤務するまでの間、B 社（申立期間当時は、B 1 社。昭和 52 年 1 月 20 日に B 2 社に、58 年 9 月 1 日に B 3 社にそれぞれ名称及び記号を変更。）に勤務していた。

申立期間後に勤めたグループ会社の A 社、C 社に係る厚生年金保険の加入記録はあるのに、本社である B 社の記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 2 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間中に厚生年金保険被保険者の記録が確認できる同僚 5 人の供述により、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部である昭和 50 年 5 月から同年 8 月の期間において同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた経理担当者は、「私は、B 社において社会保険の事務や給与の計算を担当していたが、A 社がオープンした昭和 57 年 3 月ごろに同事業所に転勤になり、同じ仕事を担当した。一緒に転勤した 3 人ほどのメンバーの中に申立人はいなかった。申立人は、半年ほどしてから A 社に入社し、この時に初めて正社員になったと記憶している。」と供述しており、申立人が B 社の業務に従事していたと推認される 50 年 5 月から同年 8 月までの期間においては、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認される。

また、申立人は、「申立期間中、継続して申立事業所に勤務していた。」と主張しているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人について、昭和 53 年 10 月から 54 年 9 月までの期間は D 市に所在する E 社、55 年 4 月から 57 年 5 月

までの期間は同じくD市に所在するF社と、いずれも申立てとは異なる事業所に係る被保険者記録が確認できる上、戸籍の附票から申立期間中の53年10月3日において、申立人が申立事業所の所在地であるG市から前述の両事業所の所在地であるD市へ転出していることが確認でき、申立人の主張には矛盾が見られる。

さらに、E社の役員は、「申立人は、昭和53年10月ごろからD市内で当社が経営していた施設にスタッフとして、住み込みで勤務していた。この施設は、現在、A社になっている。」と供述している上、F社に勤務していた同僚3人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなる58年11月1日以前に、同社において申立人と一緒に勤務したことがあると供述している。

なお、F社は、平成18年5月1日に解散しており、賃金台帳等の関連資料も無く、当時の事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができないものの、健康保険事業所記号番号払出簿から、F社が申立期間後の昭和58年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、前述の同僚3人のうちの一人は、「申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行われていなかった。」と供述しており、残る二人は、「保険料の控除については記憶に無い。」と供述している。

加えて、B社は平成2年3月8日に解散し、賃金台帳等の関連資料も無く、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社での勤務実態、厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況等について確認することができない。

また、昭和49年9月から57年9月までの期間において、B2社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者について調査したが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。